

(公印省略)
令和5年3月23日

川西市議会議長
西山博大様

総務生活常任委員長
岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日 令和5年3月2日）

1. 議案第12号 川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、本市における行政課題に柔軟かつ効果的に対応するため、行政組織の再編整備を行うに当たり、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案では、市議会から教育委員会に対して地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定による意見聴取を行い、2月28日に開催された教育委員会臨時会で協議され、同日付で「川西市長の提案どおり異議ありません」という回答を得ているが、当該臨時会において交わされた議論の詳細について伺いたい。

また、当該臨時会は全委員の出席のもとで開催されたのか。

答 当該臨時会は、全委員出席のもと、リモートで開催している。本案に関する組織改正については、これまでも案の段階から委員と情報共有し、その都度、意見が交わされてきた経過がある。当該臨時会では、組織改正の目的や子供たちの教育への影響、今後の教育委員会のかかわり方等について議論が交わされたところである。

問 議案質疑資料によると、「今回の条例改正に伴う規則制定については、3月23日（木）の教育委員会定例会にて協議をする予定です。」と記されている。今回、社会教育施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管するための手続等を事前に明らかにしておくべきであると考えことから、市の考えを伺いたい。

答 教育委員会規則等の改正に至るまでの教育委員会における経過については、これまでと同様に意思形成段階での情報共有を協議会等の場で図り、その後、定例会で一定の議論を経た上で議決を得るといった手続をとっている。当該協議会で議題として協議された経過や、定例会において公開の手続をとった上での議決など、これらの手順を踏まえることで、必要な情報提供等を行っているものと考えている。

問 今後、さらに学校が地域に開かれて連携していこうとしている中で、教育委員会から社会教育部門を切り離して市長部局へ移管することについて、市の基本的な考え方を伺いたい。

答 社会教育と地域の関係性については、個人の成長及び地域社会においてのかかわり方が重要であると考えており、社会教育を市長部局に移管することにより、学び

への参加のきっかけづくりや、これまでの学校教育、家庭教育並びに地域教育を包括した上で、社会教育施設をどのように有効活用していくかを地域の方と議論しながら取り組んでいきたいと考えている。

問 社会教育施設が市長部局に移管されることについて何を期待するのか。また、社会教育行政における教育委員会の役割が縮小することに不安を感じることから、移管後の教育委員会の社会教育に対する関与について、教育委員会の考えを伺いたい。

答 社会教育の学びは、福祉、健康、防災、自治活動等の市民活動と密接に関係しているものであり、市長部局へ移管することにより広範囲に機動的に活動することができる契機になると考えている。

また、移管後は学校教育との連携や教育の中立性といった部分について、総合教育会議の中で意見交換するなど、変容する地域社会の中で、文化・スポーツ部門などの社会教育が積極的に展開できるよう、これまでのノウハウやネットワークを生かしながら、教育委員会と市長部局が協議することで充実した市民サービスを進めていかなければならないと考えている。

特記事項

配付資料あり（「職務権限の特例」に関する意見聴取について（回答））

議案質疑資料あり（１．川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関して、提案理由にある「本市における行政課題」の具体及び意図する効果、企図する対応について ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）

２．議案第１３号 川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、本市における行政課題に柔軟かつ効果的に対応するため、行政組織の再編整備を行うに当たり、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 近年、本市においては、行政課題に柔軟、効果的に対応するためとして組織再編が短期間で行われており、市民はもとより組織内部においても混乱が生じることを危惧していることから、組織改編に対する市の考えを伺いたい。

答 組織再編については職員に十分に周知し、混乱が生じないように配慮していきたいと考えている。

問 今回の組織改正で、公民館が市民環境部の所管になる一方で、市民活動センター

が市長公室の所管となっている点について、市の考えを伺いたい。

答 市民活動センターは、これまで主にNPO団体の支援を行ってきたが、新年度からは、自治会、コミュニティといった地域活動とNPO団体をつなげたり、NPO団体が持つノウハウを地域活動で生かすような取り組みを行っていきたいと考えており、参画協働に関して全庁的に取り組む内容であることから市長公室で所管しようとするものである。

問 川西市文化財審議委員会について、市長部局へ移管することによる委員構成の考え方等について伺いたい。

答 現在、文化財審議委員会は教育委員会の諮問機関で、民俗や埋蔵文化財等の専門の識者5名で構成されているが、当該委員会が市長部局へ移管されても委員の構成等について変更はないものと考えている。

特記事項

配付資料あり（令和5年度川西市行政組織図（案））

議案質疑資料あり（1、今回の条例改定において変更となる事務分掌の詳細の新旧対照表について ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）

3. 議案第14号 川西市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、本市における行政組織の再編整備等に対応するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 職員定数の設定に当たっては、定年延長や育児休業等への対応のための一時的な職員数の増員を想定し、若干の余裕を持たせていると説明があったが、その詳細について伺いたい。

答 今回の条例改正で、全体の定数を1170人から1220人と50人の増としており、このうち10人は救急隊の増員のためであることから、40人が「若干の余裕」の部分である。

問 本案では、教育委員会の定数が30人減となり、これまでも教育委員会の業務については大きな負荷がかかっていると見受けられることから、教育委員会に必要な職員数は十分に確保されているのか伺いたい。

答 現在、育児休業等で休職中の職員が多いことや、市における業務内容が複雑化、

高度化している状況であることから、令和４年度に３０名の職員を新たに採用し、教育委員会にも配置していることから、現状については対応できているものと考えている。

答 教育委員会では、業務が複雑化する中で業務の見直しが必要だと考えており、今回の組織改正に伴い、改めて業務のあり方や手順について見直す考えである。

特記事項

議案質疑資料あり（１．第２条第１号及び第８号中における定員数差５０人中１０人は消防職員の増員として残り４０人の配属および定数確保の方法について ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）

４．議案第１５号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、職員を派遣することができる団体から「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」を削除し、「公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会」を追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正により、新たに公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会へ職員を派遣すると説明があり、当該職員が派遣先で得たことを組織へ還元することが重要と考えるが、その方策等について伺いたい。

答 これまでに他の法人へ派遣した職員については、派遣先の業務に専念するため、日々の報告を求めているものの、随時、派遣元の職場とは業務状況等の報告を行うよう努めており、派遣が終了した際には、当該職員が派遣先で得た知識や経験を他の職員に広めるよう取り組んでいるところである。

問 職員の派遣期間が３年間と長期にわたることから、新しい環境で業務に従事する中でのメンタル面への影響が危惧される。このため、当該職員に対するフォロー等の体制について伺いたい。

答 派遣している職員のメンタル面のサポートについては、派遣元の職場の上司から体調面等を聞き取り、状況によっては人事担当で当該職員と面談等を行いたいと考えている。また、自らの気づきの機会であるストレスチェックや健康診断等を受診する環境についても確実に受けることができるよう支援していきたいと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5 . 議案第 1 6 号 川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市黒川里山センターの使用料の徴収主体を指定管理者から市に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 川西市黒川里山センターでは、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用していたが、指定管理者からの提案により利用料金制としないこととするとの説明があった。使用料の徴収主体を指定管理者から市へ変更することによる本市及び指定管理者への影響や、指定管理者と締結する協定書等の取り扱いについて伺いたい。</p> <p>答 本条例の改正により、当該センターの利用料金は本市に歳入されることとなり、指定管理者の利点はないものと考えているが、今回、当該センターを利用料金制で運営することが困難であると指定管理者から提案があったため、使用料の徴収主体を指定管理者から市へ変更するものである。</p> <p>また、協定書については本年 3 月中に締結し、詳細な年度協定については、本年 4 月 1 日付で締結する予定としている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6 . 議案第 1 7 号 川西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、全国的な消防団員数の減少に歯どめをかけるため、総務省消防庁が新たに定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、長時間に及ぶ災害活動に対する出勤報酬を引き上げるほか、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本市における消防団員の定員や、定員に対する消防団員の充足率について伺いたい。</p> <p>答 川西市消防団条例では、消防団員の定員を 4 1 8 名と定めている。消防団員数については、令和 5 年 2 月 1 日現在で 3 6 9 名であり、充足率は約 8 8 % となっている。</p> <p>問 消防団員の高齢化や人員不足が全国的に大きな課題となっている中で、災害活動に対する報酬を引き上げることにより期待される効果等について、市の考えを伺いたい。</p>

答 先日、本市における消防団員の処遇改善のため、全団員に向けてアンケートを実施した。当該アンケートの中で「報酬の増額が必要か」という設問に対しては、いずれの数値も未確定ではあるものの、「増額が必要」との回答が46%、「増額は不要」との回答が23%、「わからない」または「その他」との回答が31%であり、報酬等のメリットを周知することで消防団への入団を勧誘しやすくなるという回答も多数あった。

消防団員は、夜間及び休日等においても活動に参加しなければならない点について、本人のみならず家族等の理解を得る必要があることや、新たな団員を確保することなど、消防団の持続可能性を考慮すると、報酬の増額は一定の効果があるものと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第25号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第8回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第6目財産管理費 公有地管理事業及び資産有効活用事業、第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第6款農林業費。第8款土木費第3項都市計画費第4目下水道費。第9款消防費。第12款、第1項公債費のうち第2目利子。

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

質疑の概要

第1表 歳入

第1款 市税

問 固定資産税の家屋が3133万1000円、償却資産が1668万4000円減額されているが、減額補正となった要因について伺いたい。

答 家屋については、課税棟数が当初の見込みより少数であったことに加え、令和3年度に限り軽減措置がとられていた事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、4年度にはその軽減措置がなくなり税収が増加すると見込んでいたところであるが、家屋そのものが除却されたことなどにより減額となっている。

また、償却資産については、大型商業施設等の開業や企業の設備投資がなかったことにより減額となっているものである。

第7款 地方消費税交付金

問 地方消費税交付金及び地方消費税交付金・社会保障財源化分を合わせて、1億9766万3000円を追加している点について、増額となった要因を伺いたい。

答 当該交付金については、例年の実績や国が作成する地方財政計画等をもとに当初予算額を算定しているが、予算作成時に比べて個人消費が増加していることが要因であると考えている。

同 歳出

第1款 議会費

質疑なし

第2款 総務費

質疑なし

第3款 民生費

質疑なし

第4款 衛生費

質疑なし

第6款 農林業費

質疑なし

第8款 土木費

質疑なし

第9款 消防費

問 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金及び自主防災組織の活動設備等に対する助成がそれぞれ不採択になったと説明があったが、不採択となった要因について伺いたい。

答 当該助成金の申請は県を通じて行っており、申請する自治体が多数あったことや令和2年度及び3年度に連続して採択されたことを要因として、不採択となったものと推測している。

<p>第12款 公債費</p> <p>質疑なし</p> <p>第2表 繰越明許費補正</p> <p>質疑なし</p> <p>第3表 地方債補正</p> <p>質疑なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

8. 請願第1号 市民等への入浴支援に関する請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>毎週金曜日の午後実施されているふれあい入浴事業は28年間続いており、コロナ禍においても多くの市民が楽しみにしているものであるが、当該事業は令和5年3月末日で廃止となり、このまま、ふれあい入浴を廃止することは残念でならない。</p> <p>公衆浴場は、保育所や幼稚園等のお泊まり保育の際の入浴体験や、夏休みの初めての銭湯体験親子入浴、また、災害時の入浴や携帯電話の充電等にも利用いただいております。4月以降もこれらを継続したいと考えているものの、物価高・原油高の影響により大変厳しい状況である。この点を考慮して、市民等への入浴支援をお願いしたい。</p>
<p>特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり</p>
<p>審査結果 採択（全員賛成）</p>